

選択的夫婦別姓を求める要望書

29年前の今日、法制審議会が選択的夫婦別姓導入の民法改正案要綱を答申しました。この間、答申にあった婚外子相続分や再婚禁止期間、婚姻最低年齢の法改正が行われましたが、選択的夫婦別姓は未だに実現していません。

最高裁は2015年12月と2021年6月、夫婦同姓規定を合憲とし、議論を国会に委ねました。しかし、国会では、世論や合憲判断を理由に通称使用の拡大のみが進められ、民法改正はたなざらしとなっています。

一方、選択的夫婦別姓を求める声はますます大きくなり、報道機関が行う殆どの世論調査で、賛成が反対を大きく上回っています。選択的夫婦別姓を求める当事者をはじめ、NGOや地方議会、労働界、経済界からも民法改正を求める声が大きくなっています。

昨年の国際女性デーの3月8日、第3次夫婦別姓訴訟が提起されました。10月には、国連女性差別撤廃委員会が4度目の改善勧告を行いました。もはや、法改正をしない合理的な理由はなく、これ以上の立法不作為は看過できません。

私たちは、国会が選択的夫婦別姓を求める声を正面から受け止め、今国会で民法改正が実現することを強く要望します。

2025年2月26日

NPO法人 mネット・民法改正情報ネットワーク

【集会賛同団体】

一般社団法人あすには、女性差別撤廃条約実現アクション、全国女性税理士連盟、選択的夫婦別姓を実現する会・富山、全労協女性委員会、日本キリスト教婦人矯風会、日本女性差別撤廃条約NGOネットワーク（JNNC）、日本女性法律家協会、日本婦人団体連合会、日本労働組合総連合会（連合）、夫婦同姓・別姓選択制の早期実現を求める会・広島、夫婦別姓選択制の実現をめざす－あいち別姓の会、夫婦別姓選択制をすすめる会、ふえみん婦人民主クラブ、北京JAC、別姓を考える会、結の会